| **項番** | **項目名** | **現 状 業 務 内 容 及 び 問 題 点** | **情報（伝票・台帳）** |
| --- | --- | --- | --- |
| 1 | 登録ナンバー付き車両の場合 | 車両の書類を受領後、当該オークション開催日の翌月末まで（名義変更の期限が指定されている場合は指定日まで）に名義変更手続きを完了し、速やかに検査証の写しをオークション主催会社へ提出。 | 車両の関係書類（検査書・自賠責保険証明書・譲渡証明書・印鑑登録証明書・委任状・抹消登録証明書） |
| 2 | 自動車税 | 今年度の残り自動車税をオークション主催会社へ仮納税（自税預かり）。  ※自税預かり：落札車両台、成約落札料と共に自動車税相当分として請求される（軽：一律一万円）。また、落札後の車両手続き内容によって処理が異なる。 | なし |
| 3 | 1. 移転登録（名義変更）を行う場合。   【買注文側】 | 【買注文側】  ・手続き完了後、新しい車検証をオークション主催会社へFAXし、移転登録完了を伝える。  ・自税預かり分は出品者へ返金されず、残月分の自動車税として納税される。  【売注文側】  ・落札者が移転登録を完了した後、オークション主催会社より移転登録完了の連絡を受ける。  ・オークション主催会社を経由して、落札者から自税預かり金が支払われる。 | 項番1の車両の関係書類 |
| 4 | 1. 抹消登録（廃車）   ※抹消（ナンバーを返納）：再登録可能。  ※廃車：再登録不可。 | 【買注文側】  ・手続き完了後、抹消登録を証明する書類をオークション主催会社へFAXし、抹消登録完了を伝える。  ・落札時に支払った自動車税の預り金が落札者へ返金（還付）される。  【売注文側】  ・落札者が抹消登録を完了した後、オークション主催会社より廃車連絡を受ける。  ・抹消登録の完了がオークション開催と同月であった場合、自動車税の還付はなし。 | 項番1の車両の関係書類 |
| 5 | 手続き | 移転登録（名義変更）、または抹消登録（廃車）は基本的に即行う。その際、手続きは営業担当者が行う。 | 項番1の車両の関係書類 |
| 6 | 登録ナンバーが既にない（抹消登録済）車両の場合 | 課税されない。  　特に必要な処理はなし。 | なし |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |